定款変更につき通知公告

当社は、平成二十五年六月十三日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十五年五月二十九日

東京都千代田区外神田三丁目一三番五号

角田無線電機株式会社

代表取締役　角田　浩永

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十五年六月二十八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

平成二十五年五月二十九日

東京都大田区蒲田五丁目一六番五号

都商事株式会社

代表取締役　早川　徳

株式交換につき株券等提出公告

当社は、宮崎トヨタ自動車株式会社を完全親会社とする株式交換をすることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十五年七月一日までに当社にご提出下さい。

平成二十五年五月二十九日

宮崎県宮崎市花ケ島町立毛一〇〇七番地一

トヨタカローラ宮崎株式会社

代表取締役　御手洗才治

株式交換につき株券等提出公告

当社は、宮崎トヨタ自動車株式会社を完全親会社とする株式交換をすることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十五年七月一日までに当社にご提出下さい。

平成二十五年五月二十九日

宮崎県宮崎市大字芳士字谷口六九二番地五〇

ネッツトヨタ宮崎株式会社

代表取締役　金子　孝也

限定承認公告

本籍埼玉県さいたま市岩槻区加倉一丁目一六六一番地一〇、最後の住所埼玉県さいたま市岩槻区加倉一丁目九番二四号

被相続人　亡　霜鳥　三夫

右被相続人は平成二十四年七月十二日死亡し、その相続人は平成二十五年五月十六日さいたま家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年五月二十九日

埼玉県さいたま市岩槻区美幸町五番三五―一号

限定承認者　霜鳥　浩夢

埼玉県さいたま市北区大成町四丁目二四四番地四

法定代理人　成年後見人　石田　信之

限定承認公告

本籍東京都足立区本木北町二番地二八、最後の住所東京都足立区西保木間二丁目一七番八―二〇四号　被相続人　亡　川名　昭一

右被相続人は平成二十四年六月二十八日死亡し、その相続人は平成二十五年五月十六日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年五月二十九日

神奈川県相模原市中央区上溝五八五―一―二〇七　相続財産管理人　川名　健功

出資一口の金額の減少公告

当組合は、平成二十五年五月二十八日開催の通常総会において、出資一口の金額を一万円から一千円に減少することを決議しました。

この決議に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当組合の直近の財産目録及び貸借対照表は、当組合事務所に備え置いてあります。

以上、中小企業等協同組合法第五十六条の二第二項の規定により公告します。

平成二十五年五月二十九日

愛知県豊田市小坂本町一丁目二五番地

豊田市商業協同組合

代表理事　河木　照雄

訂正公告

平成二十五年五月二十三日（号外第一〇六号）掲載の相続財産管理人弁護士高橋博信に係る相続債権者受遺者への請求申出の催告中、「茨城県水戸市大町三町目二番三号協和ビル三階A号」とあるは「茨城県水戸市大町三丁目二番三号協和ビル三階A号」の誤りにつき訂正します。

平成二十五年五月二十九日

扱　店

正　誤

平成二十四年十二月二十七日（号外第二百八十一号）国土交通省告示第千四百八十七号（船舶による危険物の輸送基準等を定める告示の一部を改正する告示）（原稿誤り）

九六ページ同表日本語名の項中国連番号３１５３は次のとおりの誤り。

トリフルオロメチルトリフルオロビニルエーテル ［パーフルオロメチルビニルエーテル ［トリフルオロメトキシトリフルオロエチレン］

同ページ同表同項中国連番号３１５４は次のとおりの誤り。

ペンタフルオロエチルトリフルオロビニルエーテル ［パーフルオロエチルビニルエーテル ［ペンタフルオロエトキシトリフルオロエチレン］

同ページ同表英語名の項中国連番号３１６５は次のとおりの誤り。

AIRCRAFT HYDRAULIC POWER UNIT FUEL TANK (containing a mixture of anhydrous hydrazine and methylhydrazine) (M86 fuel)

九七ページ同表日本語名の項中国連番号３１７２は次のとおりの誤り。

「キシン類 （液体） （生体から抽出されたものに限る。ただし、備考の欄の規定により当該危険物に該当しないもの及び他に品名が明示されているものを除く。）

一〇二ページ同表同項中国連番号３２５８は次のとおりの誤り。

高温輸送物質（固体） （240℃以上の温度で輸送されるものに限る。） （他に品名が明示されているものを除く。）

一〇七ページ同表積載方法の項中国連番号３３００は次のとおりの誤り。

D T	

一一二ページ同表日本語名の項中国連番号３３８１は次のとおりの誤り。

吸入毒性液体 （吸入毒性試験による半数致死濃度が200mL／m³以下で、かつ、飽和蒸気濃度が吸入毒性試験による半数致死濃度の500倍以上のものであって、他に品名が明示されていないものに限る。）

同ページ同表同項中国連番号３３８３は次のとおりの誤り。

毒性液体 （引火性のもの） （吸入毒性試験による半数致死濃度が200mL／m³以下で、かつ、飽和蒸気濃度が吸入毒性試験による半数致死濃度の500倍以上のものであって、他に品名が明示されていないものに限る。）

一一三ページ同表同項中国連番号３３８５は次のとおりの誤り。

吸入毒性液体 （水反応性のもの） （吸入毒性試験による半数致死濃度が200mL／m³以下で、かつ、飽和蒸気濃度が吸入毒性試験による半数致死濃度の500倍以上のものであって、他に品名が明示されていないものに限る。）

同ページ同表同項中国連番号３３８７は次のとおりの誤り。

吸入毒性液体 （酸化性のもの） （吸入毒性試験による半数致死濃度が200mL／m³以下で、かつ、飽和蒸気濃度が吸入毒性試験による半数致死濃度の500倍以上のものであって、他に品名が明示されていないものに限る。）

同ページ同表同項中国連番号３３８９は次のとおりの誤り。

吸入毒性液体 （腐食性のもの） （吸入毒性試験による半数致死濃度が200mL／m³以下で、かつ、飽和蒸気濃度が吸入毒性試験による半数致死濃度の500倍以上のものであって、他に品名が明示されていないものに限る。）

平成二十五年五月十四日人事異動欄広島県の部（原稿誤り）

一〇ページ二段終りから二〇行目から一七行目は次のとおりの誤り。

辞職　（労働委員会事務局長）　槇原　晃二

（三月三十日）

辞職　（環境県民局付（局長））　脇本　修自

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　五月二十九日付第一一〇号

九六ページ●同日付政府調達第九八号二四ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）